

道路反射鏡（カーブミラー）の設置基準

神崎市 建設部 建設課
令和8年4月1日 規定

1. はじめに

見通しの悪い交差点等を改善する際、道路構造の改良が最も望ましいですが、多額の費用と長い時間を要するため、道路反射鏡（以下、カーブミラーという）の設置が視距の確保に有効な対策とされてきました。当課でのカーブミラーの新設依頼については、依頼箇所では直接目視の安全確認が可能かどうか現地調査をさせていただき、設置の可否を判断しています。以前までは、交差点内の視距が少しでも足りなければ危険と判断し積極的に新設を進めてきました。しかし近年、道路施設全般の老朽化により、道路維持管理に関する財政状況は厳しさを増し、限られた予算や人員でのメンテナンスをする必要があります。また、カーブミラーの死角に起因する、歩行者や自転車の巻き込み事故も増えている状況です。そのため、現在、カーブミラーの新設依頼については、維持管理費用の増大に加え、設置したことによるデメリットもあることから、総合的に判断し設置を行っております。

2. カーブミラーの特性について

カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点やカーブにおいて、**原則、自動車同士**の直接目視確認が困難な場合に、**事故防止を目的として設置**するものです。カーブミラーを設置すると次のようなメリット、デメリットがあります。

【メリット】

- ① 視距が足りない交差点またはカーブにおいては、道路構造の改良が理想的だが、カーブミラーの設置は工事費を抑えられることから、早期の安全対策に繋がる。
- ② カーブミラーが設置されていることにより、視距が足りず危険な交差点であると認識できる。

【デメリット】

- ① 図1のとおり、カーブミラーでは見えない部分（死角）が必ず生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ② 近接する車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③ カーブミラーに移る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感がつかみづらい。
- ④ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招きやすい。

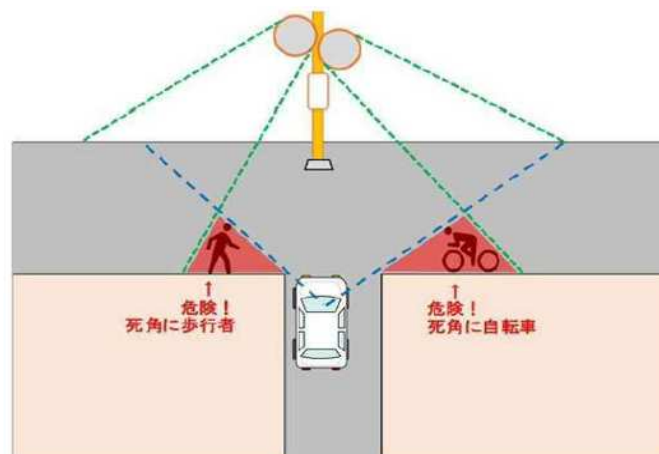


図 1

カーブミラーだけを注視することにより、本来実施すべき一時停止や徐行をせずに交差点に入することで、事故が発生する事態となっています。カーブミラーの設置が交通事故の誘発、交通ルール無視を助長してしまうケースが増えています。これらの危険性があることから、設置については慎重に判断しています。

※カーブミラーはあくまで安全確認の【補助施設】であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。

3. カーブミラーの設置について

カーブミラーには前記のような特性があるため、基本的には自治会の要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置の要望に沿えないことがあります。

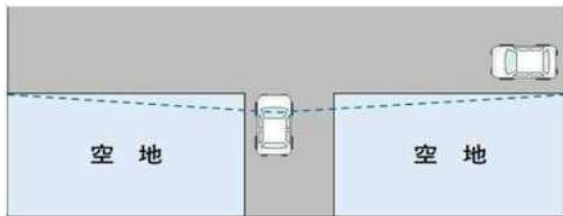
なお、設置しないと判断した場合、運転者への注意を促す代替案として、交差点マークや白線等の路面表示を提案する場合があります。路面表示を設置することにより、運転者に対して、危険な箇所であると視覚的に認識させ、慎重な運転につなげることが、事故を減らすうえで重要と考えています。

◎交差点等における一般的な設置の判断基準例

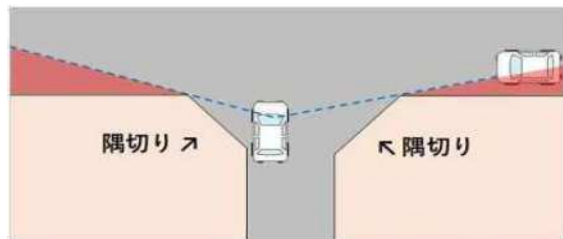
カーブミラーの設置は、下記の例を基本として、判断しています。

設置しないと判断する例
(法令に定められた通行を行えば
危険が除去できる)

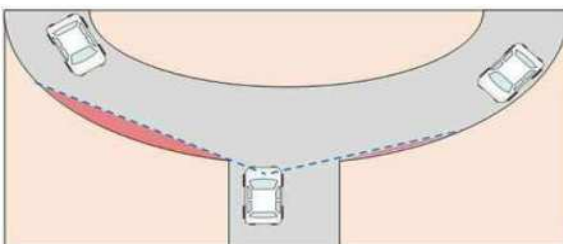
①空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合。



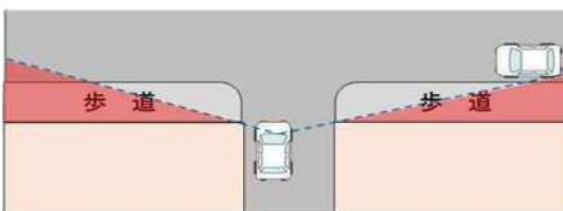
②隅切りがあり、見通しが確保されている場合。



③外へカーブしており、見通しが確保されている場合。



④歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合

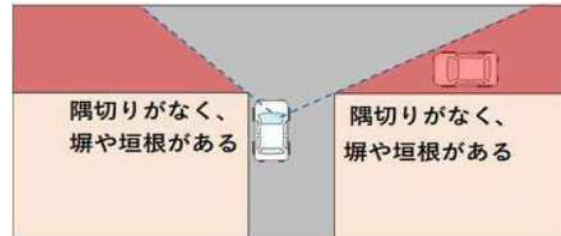


⑤行止まり道路等の袋小路道路で利用者が限定される場合。

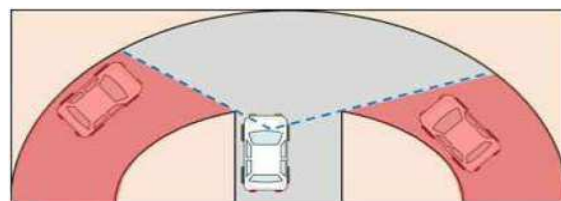


設置を検討する例

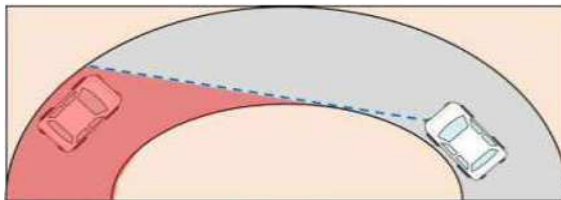
①道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合。



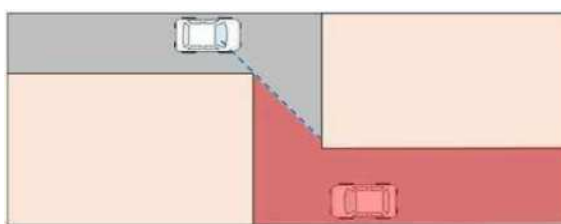
②内へカーブしており、見通しが確保できない場合。



③急カーブで、見通しが確保できない場合。



④屈折部で、見通しが確保できない場合。



(1) カーブミラーを設置しない場合

下記の箇所については、利用者や受益者が限定されるため、設置しません。

- ① 私道と市道の交差点及び私道内（図2）。
- ② 個人宅や事業所、施設等からの出入口（図3）。

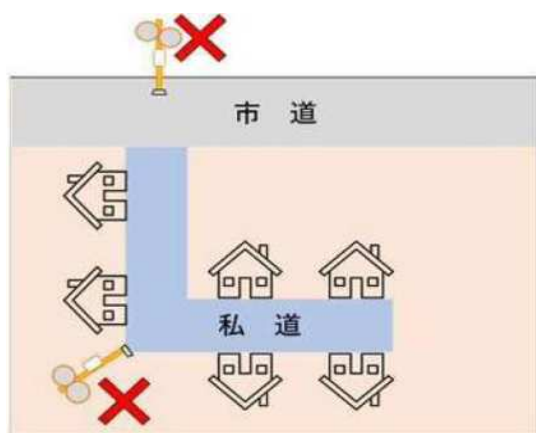


図2

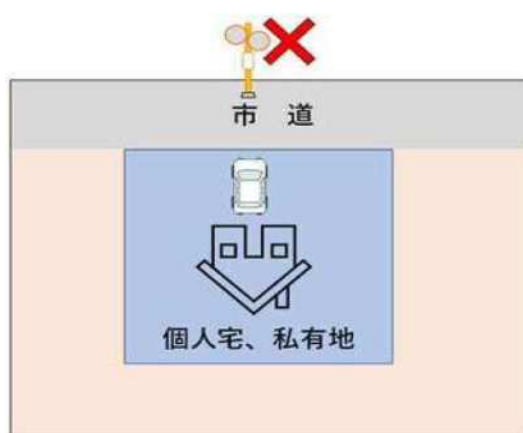


図3

(2) カーブミラーを設置できない場合

神崎市で定めた構造のカーブミラーを、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できない場合は設置しません。また、民地に設置する場合は地権者の無償使用が認められない場合も設置はできません。

(3) 歩道部でのカーブミラー等の設置について

歩道や自転車道、自転車歩行者道を含む交差点については、事故の多発等により特に危険と認められ、設置場所等の条件が適合する場合には、カーブミラーや路面表示等の設置をします。

4. カーブミラーの撤去について

既存のカーブミラーについては、下記の理由により撤去する場合があります。

- ① 市有地に無償使用で設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- ② 既にカーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合。（図4）

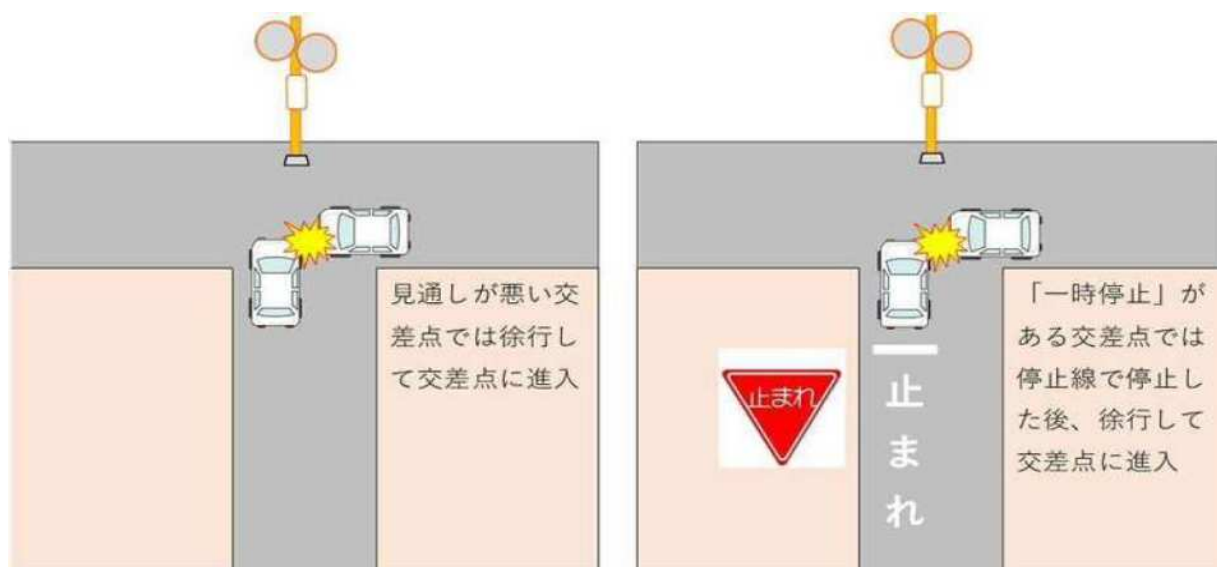


図4

5. カーブミラーの再設置について

カーブミラーの再設置については、改めて現地調査を行い「3. カーブミラーの設置について…◎交差点等における一般的な設置の判断基準例」で示した設置基準に基づき、必要性を再検討します。

6. 私有地の形状変更に伴う、公道上に設置されたカーブミラーの移設等について

私有地内の形状変更（出入口等の変更）に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合には自費工事での対応となります。自己都合による公共物の形状変更等については、管理者の判断のもと、自費工事での対応となっています。

7. カーブミラーの設置要望について

カーブミラーの設置は、メリットがある一方、デメリットもあることから地域の総意が必要と考えています。基本的にはお住いの自治会を通じて担当課へ要望していただくようお願いいたします。自治会におかれましては、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する）に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。